

徳島県公安委員会告示第 15 号

令和 2 年徳島県公安委員会告示第 10 号（警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件）は、令和 8 年 3 月 31 日限り、廃止する。

令和 7 年 10 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝